

第6期厚真町障がい福祉計画 第2期厚真町障がい児福祉計画（案）

令和3年度～令和5年度

厚真町

目 次

| | | |
|------------|-------------------------|-----------|
| 第 1 | 計画の概要 | 2 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 3 | 計画の対象者 | 4 |
| 4 | 計画の期間 | 5 |
| 5 | 計画期間中の見直しについて | 5 |
| 第 2 | 障がい者・児の状況 | 6 |
| 1 | 身体障がい者・児の状況 | 6 |
| 2 | 知的障がい者・児の状況 | 6 |
| 3 | 精神障がい者・児の状況 | 7 |
| 第 3 | 障害福祉サービス等の数値目標 | 8 |
| 1 | 令和5年度の数値目標 | 8 |
| 第 4 | 障害福祉サービス等の必要見込量 | 13 |
| 1 | 障害福祉サービスの必要見込量 | 13 |
| 2 | 地域生活支援事業の必要見込量 | 18 |
| 第 5 | 計画推進のための具体的な取り組み | 22 |
| 第 6 | 計画の推進管理 | 23 |

※「障害」「障がい」の表記について

本計画では、法令等の法律用語や既に存する計画等の固有名詞の表記は「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

第 1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の障がい福祉制度は、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障がいがある人に対する国民の理解と認識が高まったことから本格化しました。平成15年4月には行政がサービスの利用先や内容を決めていたものが、障がいのある方の自己決定に基づいてサービスを利用できるようになり、平成18年4月には精神障がいがある人へ支援を拡充し、障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度「障害程度区分」が導入された「障害者自立支援法」が施行されました。

この障害者自立支援法は平成25年4月、平成23年7月に制定された障害者基本法の趣旨を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。その中で、障がい者の定義の中に難病等が追加されるなどの範囲の見直しや、身体・知的・精神といった障がいの種別に関わらず共通の支援を受けられるよう障がい者に対する支援の見直しが図られたほか、障害程度区分が「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」として「障害支援区分」と改正されました。

また、平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、同年8月には発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。その後、平成30年4月には障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の充実を図ることとする障害者総合支援法の改正、多様化する障がい児支援の需要に対応するための支援の充実を図ることを目的に児童福祉法の一部改正が行われ、それに伴い障がい児福祉計画を策定することが義務付けられました。

このように障がい福祉に係る制度は、障がいがある方の高齢化や核家族化、支援の需要の多様化など、障がいがある方をとりまく環境の変化に応じて繰り返し見直しが図られ、制度改正が進められています。

厚真町では、障害者総合支援法の基本理念に即し、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会を目指すため、障害者総合支援法、児童福祉法でそれぞれ定められた市町村障害福祉計画・障害児福祉計画として「厚真町障がい福祉計画・厚真町障がい児福祉計画」を策定し、国の定めた基本的な指針に基づいて障がいのある人の生活の基盤整備に係る支援のサービス等を見込み、必要なサービスが提供されるよう努めてきました。この「第6期厚真町障がい福祉計画・第2期厚真町障がい児福祉計画」においても国の示す基本指針や北海道の計画を踏まえ、令和5年度を目標期間としたサービスの提供確保に係る目標、種類ごとの必要な量の見込み等を定め、策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は本町の上位計画である「厚真町総合計画」や関連計画との整合性を確保し策定します。

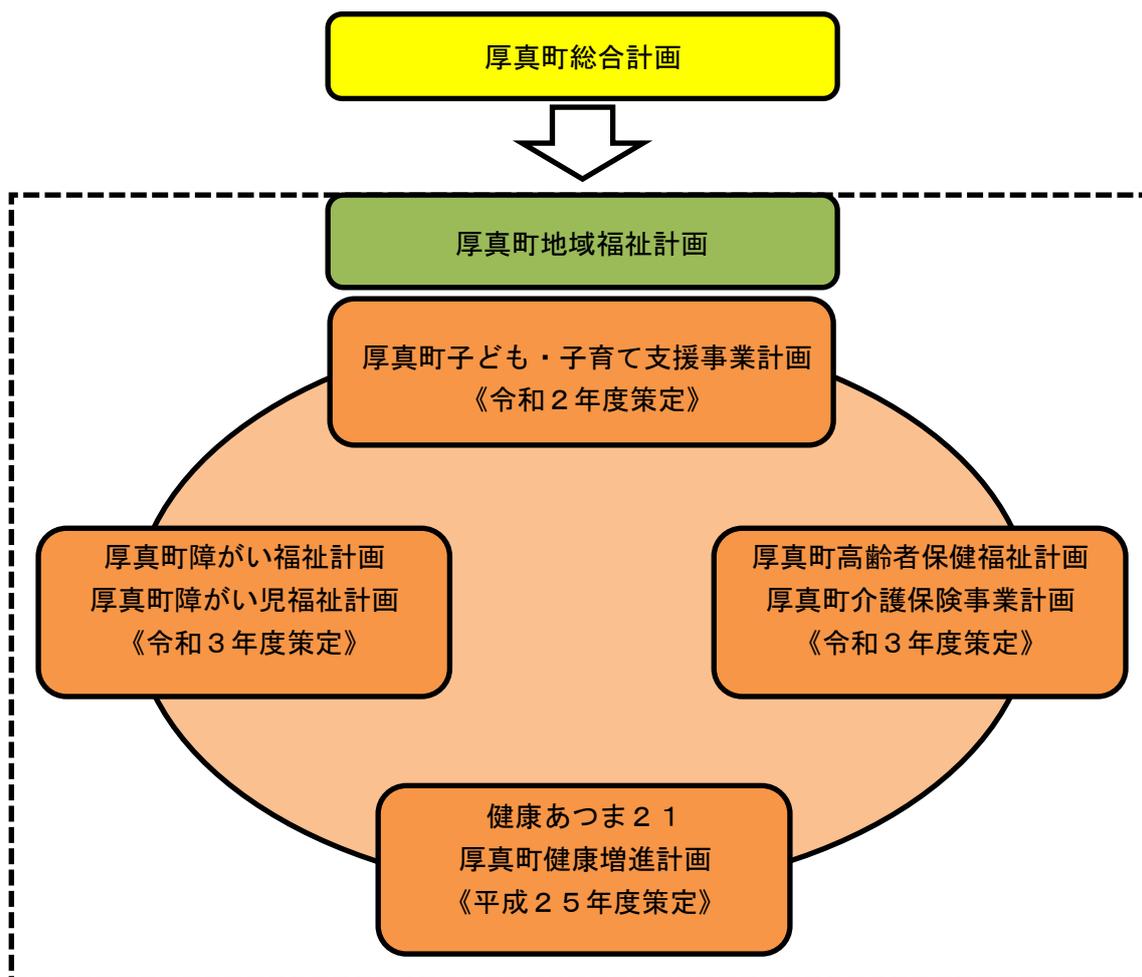
障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

町のお他計画との関連イメージ



3 計画の対象者

この計画の対象者は下記のとおりです。

○障がい者：障害者総合支援法に規定される下記の方

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

○障がい児：児童福祉法第4条第2項に規定される下記の方

（児童福祉法において、「児童」とは、満18歳に満たない者）

- ・身体に障がいのある児童
- ・知的障がいのある児童
- ・精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

■発達障がいについて

「発達障害」とは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定され、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において「精神障害」に含まれることが明記されました。

また、平成28年に発達障害者支援法が改正され、発達障がいの当事者だけでなく、家族その他の関係者も支援の対象に含まれることとなりました。

発達障がいは、個々の特性を本人や家族、周りの人が理解し、その人に合った配慮や支援を行うことで持っている本来の力が生かされるようになりますが、外見からの課題の見えにくさや、障がいの境界が明確でなく、診断や判断をすることが難しいため、発達障がい者・児の正確な人数を把握することは困難です。しかし、平成24年に文部科学省が行った調査においては、通常学級に在籍する発達障がいの可能性がある児童は、約6.5%にあたるとの結果でした。

このことにより、発達障がいがある人への支援に準じた支援を要する方がいるとの想定をする必要があります。

■高次脳障がいについて

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的遂行障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいを指し、「器質性精神障害」として、精神障がい者に含まれています。

発達障がいと同様に、障害者総合支援法に基づく支援の対象となっていますが、「見えにくい障がい」といわれる通り、外見上や日常会話や動作などからは分かりにくく、本人や周囲の人が違和感があっても障がいである可能性に気付かないなど、障がいについての十分な理解が得られていない実態があるため、障がいについて周知等を図っていくことが必要です。

■難病等について

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元年7月に361疾病に拡大されています。

4 計画の期間

国の改定基本指針に沿い、本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

5 計画期間中の見直しについて

計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合は適宜計画の見直しを行うこととします。

第2 障がい者・児の状況

厚真町の障がい者・障がい児の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は令和元年度末（令和2年3月31日現在）時点で322人、住民基本台帳による令和元年度末（令和2年3月31日現在）の人口は4,452人のため人口に占める割合は約7.2%となり、町民の約14人に1人の方が何らかの障害者手帳を所持している計算になります。

1 身体障がい者・児の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末（令和2年3月31日現在）は258人です。平成28年度末（平成29年3月31日現在）と比較してやや減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者

| 区 分 | 令和元年度末 | 平成28年度末 |
|-------------|--------|---------|
| 肢体不自由 | 168 | 215 |
| 聴覚障がい | 27 | 28 |
| 視覚障がい | 9 | 9 |
| 音声・言語・咀嚼障がい | 1 | 0 |
| 内部障がい | 53 | 49 |
| 合 計 | 258 | 301 |
| 人口に占める割合 | 5.79% | 6.46% |

2 知的障がい者・児の状況

療育手帳の所持者数は、令和元年度末（令和2年3月31日現在）は56人となり、平成28年度末（平成29年3月31日現在）と比較してほぼ横ばいの傾向です。

■療育手帳所持者

| 区 分 | 令和元年度末 | 平成28年度末 |
|----------|--------|---------|
| 療育手帳 A判定 | 29 | 30 |
| 療育手帳 B判定 | 27 | 31 |
| 合 計 | 56 | 61 |
| 人口に占める割合 | 1.25% | 1.31% |

3 精神障がい者・児の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末（令和2年3月31日現在）は8人です。平成28年度末（平成29年3月31日現在）と比較してほぼ横ばいの状況です。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和元年度末（令和2年3月31日現在）は37人です。平成28年度末（平成29年3月31日現在）と比較してこちらも横ばいの状況です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者

| 区 分 | 令和元年度末 | 平成28年度末 |
|----------|--------|---------|
| 1 級 | 1 | 2 |
| 2 級 | 6 | 8 |
| 3 級 | 1 | 1 |
| 合 計 | 8 | 11 |
| 人口に占める割合 | 0.17% | 0.24% |

■自立支援医療（精神通院）受給者

| 区 分 | 令和元年度末 | 平成28年度末 |
|-----------------|--------|---------|
| 自立支援医療（精神通院）受給者 | 37 | 37 |
| 合 計 | 37 | 37 |
| 人口に占める割合 | 0.83% | 0.79% |

第3 障害福祉サービス等の数値目標

1 令和5年度の数値目標

障がい者・児の自立を支援する観点から、次のような数値目標を設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設からグループホーム等へ移行し地域生活を送ることを目標として、国の基本指針に示された「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」、「令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減」することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定しています。施設入所者数は令和2年度末の目標値31人に対し、令和元年度末（令和2年3月31日現在）では28人となっています。

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|-------------|------------|-----------------|---|
| | 令和元年度末 | 令和5年度末 | |
| 地域生活移行者数 | | 1人 (A) - (B) | 令和2年3月31日の施設入所者数のうち、令和5年度末において6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定 |
| 施設入所者数 | 28人 (A) | 27人 (B) | |
| 施設入所者の減少見込数 | | 1人 (A) - (B) | 令和5年度末の施設入所者数が、令和2年3月31日の施設入所者から1.6%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定 |
| 施設入所者数 | 28人 (A) | 27人 (B) | |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

町内に精神科病院はありませんが、長期入院している精神障がいのある方が地域移行するにあたり、広域的に推進していけるよう、東胆振圏域1市4町及び胆振総合振興局担当部局、精神科を有する医療機関等の関係機関で構成される「東胆振圏域精神障がい者地域生活移行支援協議会」において協議を行います。

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|---------|---------|---------|---|
| | 令和元年度末 | 令和5年度末 | |
| 協議の場の設置 | 1か所（圏域） | 1か所（圏域） | 「東胆振圏域精神障がい者地域生活移行支援協議会」と連携し、情報共有、協議を行う |

参考 国が基本指針により示した成果目標

- ・令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の、地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- ・精神病床における退院率を3か月時点、6か月時点、1年時点でそれぞれ69%以上、86%以上、92%以上とすることを基本とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針においては、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

厚真町では、障がいがある方の高齢化や重度化、親亡きあとの地域生活の継続支援を図るため、平成28年4月に東胆振圏域の1市4町（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）で「東胆振圏域地域生活支援拠点センター」を共同設置し、年2回運営状況の検証及び検討を行っています。

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|------------------|--------|-------|---|
| | 令和元年度末 | 令和5年度 | |
| 地域生活支援拠点等の整備（箇所） | 1箇所 | 1箇所 | 地域生活支援拠点については、東胆振圏域地域生活支援拠点事業に関する協定書（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）に基づき、平成28年4月から苫小牧市に事業の実施を委託しています |

○「東胆振東胆振圏域地域生活支援拠点センター」の主な機能

- ・相談支援機能

拠点センターによる24時間365日対応の相談支援サービスの提供、ピアスタッフ（障がいのある支援者で自らの経験に基づいて障がい者をサポートする方）の活用など

- ・体験の機会・場の確保

地域移行に向けての地域生活の体験や宿泊体験の場の確保など

- ・緊急時の受け入れ・対応

24時間のソフト救急体制の確保、関係機関との調整による障がい者等

- ・専門的な人材の確保・養成

障害福祉サービス事業所職員や相談支援スタッフの確保と研修等による育成、自らの体験を生かした専門性を発揮するピアスタッフの育成

- ・地域の体制づくり

地域生活支援ネットワークの組織化、自立支援協議会との連携など

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度に一般就労する者を令和元年度の就労移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業の利用者数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上としているほか、就労継続支援事業A型、就労継続支援事業B型においては、令和5年度に一般就労する者をそれぞれ令和元年度の実績の1.26倍以上、1.23倍以上とすることを基本としています。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

町においては、現時点で就労移行支援及び就労継続支援事業A型の利用実績及び見込みがないことから、一般就労移行者数について就労継続支援B型事業利用者を想定し目標値を設定します。

① 一般就労移行者数

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|------------|--------|-------|--|
| | 令和元年度末 | 令和5年度 | |
| 年間一般就労移行者数 | 0人 | 1人 | 令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数 特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定 ※令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定 |

② 一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業所利用者数

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|---------------|-------|--|---|
| | 令和5年度 | | |
| 就労定着支援事業所利用者数 | 1人 | | 令和5年度中に一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援を利用することを基本として、地域の実情を踏まえて設定 |

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備については、国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。また、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。以上については、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。さらに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置を基本としており、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での確保であっても差し支えないとされています。

① 児童発達支援センターの整備

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|---------------|--------|---------|-----------------------|
| | 令和元年度末 | 令和5年度 | |
| 児童発達支援センターの整備 | 0箇所 | 1箇所(圏域) | 令和5年度末までに圏域で確保予定の事業所数 |

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|------------------|--------|-------|---|
| | 令和元年度末 | 令和5年度 | |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制 | 無し | 有り | 令和5年度末までに圏域で確保予定の児童発達支援センターにおいて実施できるよう協議・調整する |

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|--------------|--------|-------|-----------------------|
| | 令和元年度末 | 令和5年度 | |
| ア 児童発達支援事業所 | 0箇所 | 1箇所 | 令和5年度末までに圏域で確保予定の事業所数 |
| イ 放課後等デイサービス | 0箇所 | 1箇所 | |

④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制確保

| 項目 | 数 値 | | 備 考 |
|-----------------|--------|-------|--------------------------|
| | 令和元年度末 | 令和5年度 | |
| ア 協議の場の設置 | 有り | 有り | 令和5年度末までに圏域で整えるよう協議・調整する |
| イ コーディネーターの配置人数 | 0人 | 1人 | |

(6) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化のため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

町では、厚真町障害者基幹相談支援センターと東胆振圏域地域生活支援拠点センター等の相談支援を担う関連機関との連携を図り、支援体制の強化に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針において、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、令和5年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」、「指導監査結果の関係市町村との共有」についての体制を構築することが基本と示されました。

「指導監査結果」とは、都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査のことをいい、町においては、北海道から共有された情報や、障害者自立支援審査支払システムの審査結果を分析した結果等を活用し、町内の福祉事業所や関係自治体との共有を図ります。また、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

第4 障害福祉サービス等の必要見込量

1 障害福祉サービスの必要見込量

この障害福祉サービス等の見込み量は、計画策定時点で把握した過去の実績数値、利用者の推移や動向を参考に算出し、今後のサービスの提供体制の参考とするものです。

(1) 日中活動系サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|
| 療養介護 | 利用者数(人/月) | 2 | 2 | 2 |
| 生活介護 | 利用者数(人/月) | 32 | 32 | 33 |
| | 利用量 (人日/月) | 736 | 736 | 759 |
| 自立訓練(機能訓練) | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練(生活訓練) | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練(宿泊型) | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援A型 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援B型 | 利用者数(人/月) | 12 | 13 | 13 |
| | 利用量 (人日/月) | 276 | 299 | 299 |
| 就労定着支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所(福祉型) | 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量 (人日/月) | 7 | 7 | 7 |
| 短期入所(医療型) | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|----------------|--|
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体障がいのある方などに対して、理学療法、作業療法、必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 |
| 宿泊型 自立訓練 | 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 |
| 就労継続支援 A型 | 企業等に就労することが困難な方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労継続支援 B型 | 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労定着支援 | 一般就労に移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |
| 短期入所 | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

(2) 居住系サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 | 利用者数(人/月) | 16 | 17 | 18 |
| 施設入所支援 | 利用者数(人/月) | 28 | 28 | 27 |

【サービスの内容】

| | |
|--------|--|
| 自立生活援助 | 定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 |
| 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

(3) 訪問系・その他サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 重度訪問介護 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (時間/月) | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|------------|---|
| 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |

(4) 相談支援の必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 実利用者数(人) | 49 | 50 | 50 |
| 地域移行支援 | 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等を退所する障がい者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。 |

(5) 障害児支援サービスの必要見込量

| サービス種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 医療型児童発達支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 利用者数(人/月) | 5 | 5 | 4 |
| | 利用量 (人日/月) | 100 | 100 | 80 |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 福祉型障害児入所施設 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 医療型障害児入所施設 | 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 実利用者数(人) | 5 | 5 | 4 |

【サービスの内容】

| | |
|----------------|---|
| 児童発達支援 | 地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。福祉サービスに併せて治療を行うのが医療型、重度の障がいの状態であり、外出することが著しく困難な児童に対して居宅を訪問し、基本的な指導等の支援を行うのが居宅訪問型です。 |
| 放課後等 デイサービス | 学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 |
| 保育所等 訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。 |
| 障害児 入所施設 | 障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。 |
| 障害児 相談支援 | 障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 |

2 地域生活支援事業の必要見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施数 | 1 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 実施数 | 1 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業 | 実施個所 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 設置数 | 1 | 1 | 1 |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 実施数 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施数 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

| | |
|-----------------|---|
| 相談支援事業 | 障がい者等、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施等を行います。 |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 市町村における相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。 |
| 住宅入居等支援事業 | 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。 |

(4) 成年後見制度利用支援事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施数 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者設置事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

| 種別 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 介護訓練支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 自立生活支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 在宅療養等支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |
| 排泄管理支援用具 | 件数 | 120 | 120 | 120 |
| 居宅生活動作補助用具 | 件数 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

【日常生活用具の種類】

| 種別 | 日常生活用具 |
|-------------|---|
| 介護訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、便器、歩行補助杖（T字杖又は棒状の一本杖）、移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）、頭部保護帽、特殊便器、火災報知機、自動消化器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人口喉頭、点字図書 |
| 排泄管理支援用具 | 蓄尿袋、蓄便袋、紙おむつ等、収尿器 |
| 居宅生活動作補助用具 | 居宅生活動作補助用具（住宅改修） |

(8) 手話奉仕員養成研修事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(9) 移動支援事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間 | 6 | 6 | 6 |

【サービスの内容】

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。

(10) 地域活動支援センター事業

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|------|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター事業 | 実施個所 | 0 | 0 | 0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 |

【サービスの内容】

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

(11) その他の事業**日中一時支援事業**

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| 日中一時支援事業 | 人 | 2 | 1 | 1 |

【サービスの内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

第5 計画推進のための具体的な取り組み

1 住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現

障がい福祉に関する制度等の理解や周知を図るとともに、障がいのある人のニーズや相談内容に応じて、各種福祉サービス等の紹介、福祉サービス事業者との連絡調整等の支援を行い、障がいのある人やご家族等の日常生活や社会参加を支援します。

また、ホームヘルパーによる訪問系サービスを行うための体制構築を行うとともに、就労継続支援B型事業所、コミュニティカフェ、多世代交流空間、バス待合の機能を有する「まちなか交流館しゃべーる」の障害者就労継続支援B型事業を豆腐製造だけでなく、コミュニティカフェにおいても活動できるよう拡大し、障がいのある人の働き方の選択肢を増やすとともに、地域の方と関わる機会が増えることによる相互理解の促進を図ります。

さらに、障がいのある人の住まいや就労の場の充実、地域交流等について、民間事業者等との協働も踏まえた検討を重ね、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会を目指します。

2 福祉施設入所者の地域生活・一般就労への移行

福祉施設や入所者のサービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、福祉施設入所者で地域生活・一般就労への移行を希望される方について、本人の意向を尊重し、サービス内容の調整などを支援します。

また、地域生活支援拠点が行う体験利用等の機能を活用し、地域生活への移行を円滑に行えるよう支援するとともに、企業や障がいのある人、またはその家族に対して障がい者雇用等の周知を行い、一般就労への双方の不安感の解消や相互理解の促進を図ります。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を支援する、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えないとされており、長期入院している精神障がいのある人が地域移行するにあたり、広域的に推進していけるよう「東胆振圏域精神障がい者地域生活移行支援協議会」等で協議します。また各精神科病院に設置されている退院後生活環境相談員等と連携し、精神障がいのある人が安心して地域移行できるよう地域包括ケアシステムの構築を図ります。

※「退院後生活環境相談員」とは、精神科病院に入院している医療保護入院者の退院に向けた相談支援や地域援助事業者等の紹介、円滑な地域生活への移行の退院後の居住の場の確保等の役割を担う方です。平成25年の精神保健福祉法改正により、精神科病院に設置が義務付けられており、精神保健福祉士等から選任されます。

また、精神科病院は、医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業や事業の利用に向けた相談援助を行う地域援助利用者を紹介するよう努めなければならないとされています。

4 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、東胆振圏域地域生活支援拠点事業に関する協定書（苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町）に基づき、平成28年4月から苫小牧市に事業の実施を委託しています。また、東胆振1市4町が圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みである「東胆振定住自立圏構想」における共生ビジョン（計画期間令和2年度から令和6年度）においても、協定に基づき推進する具体的取り組みとして設定しており、今後も継続的な運営がなされ、効果的な事業が行われるよう、各市町、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターや、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保については、地域における課題を整理し圏域自治体と連携、協議を行い検討していきます。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制確保については、他地域における取組や、医療機関の状況等の情報収集に努めるとともに、北海道や東胆振圏域1市4町（苫小牧市・白老町・安平町・むかわ町）と連携し、設置を検討していきます。

第6 計画の推進管理

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の各年度のサービスの状況や、数値目標の達成状況等を把握し、点検、評価するとともに、厚真町地域自立支援協議会からの意見を踏まえながら、事業を実施していきます。

**第6期厚真町障がい福祉計画
第2期厚真町障がい児福祉計画**

発 行：令和3年3月

編 集：厚真町 住民課 福祉グループ

住 所：〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-26-7872

F A X：0145-26-7733